

しながわ電気・ガス料金緊急支援事業実施要綱

制定 令和8年6月22日区長決定

要綱 第164号

(目的)

第1条 品川区（以下「区」という。）は、円安の進行や国際情勢の不安定化に起因する燃料価格の高騰に伴う電気料金およびガス料金をはじめとする光熱費の高騰が及ぼす区民生活への影響を緩和するため、しながわ電気・ガス料金緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を給付する。給付金を給付することにより、区民の家計負担を軽減するとともに、特に真夏におけるエアコンの使用抑制による熱中症リスクの低減を図る。

(給付金の給付)

第2条 区長は、この要綱の定めるところにより、対象となる世帯に対し、給付金を給付する。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1世帯当たり4,000円とする。

(給付対象者)

第4条 給付金は、次の各号に掲げる者（以下「給付対象者」という。）に対し給付する。

- (1) 令和8年6月1日（以下「基準日」という。）において区の住民基本台帳に記録されている者により構成された世帯の世帯主
- (2) その他区長が特に必要と認める者

2 前項に掲げる給付対象者は、基準日をもって確定する。ただし、次の各号に掲げる者は給付対象者としなないものとする。

- (1) 基準日以前に世帯の全員が転出等により、令和8年6月2日以降に住民基本台帳法施行令第8条（昭和42年政令第292号）の規定により住民票を消除された者
- (2) 基準日以前に区内への転入等の事実があったが、届出日が令和8年6月16日以降である者

(申請および給付の方式)

第5条 給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる方式により申請を行うものとする。ただし、第1号の方式を原則とし、これにより難しい場合において、第2号に規定する方式により行うことができるものとする。

- (1) 電子申請方式 申請者は電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行い、区長が指定した現金自動預け払い機により現金を受け取る方法で給付する方式
- (2) 郵送申請方式 申請者はしながわ電気・ガス料金緊急支援給付金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を郵送により提出することで申請を行い、区が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

2 申請者が金融機関に口座を開設していない等、前項に規定する方式による給付が困難で

あると区長が認める場合は、別に区長が定める方法により給付金を給付することができる。

- 3 申請者は、給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証明しなければならない。

(申請の受付開始日および期限)

第6条 給付金の申請の受付開始日は、令和8年9月1日とする。

- 2 給付金の申請の受付期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年10月31日とする。

(代理による申請)

第7条 次の各号に掲げる者（以下「代理人」という。）は、申請者を代理して給付金の給付を申請および受領できるものとし、その手続きは、第5条第1項第2号に規定する方法によるものとする。

- (1) 基準日時点において申請者の属する世帯の世帯員
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で区長が特に認める者

- 2 代理人は、公的身分証明書の写し等を提出し、または提示することにより、代理人が当該代理人本人であることを証明しなければならない。

- 3 区長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合は住民基本台帳により、同項第2号または第3号に掲げる者である場合は当該各号いずれかに該当することを証する書類の提出または提示を求めることにより、代理権を有する者からの申請であることを確認するものとする。

(給付の決定)

第8条 区長は、第5条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を審査の上、給付の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知しなければならない。

- 2 区長は、給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対し、速やかに給付金を給付しなければならない。

(給付金に関する周知等)

第9条 区長は、給付金の給付に係る事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による区民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第6条第2項に定める申請の受付期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 区長が第8条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付決定者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該給付に係る申請が取り下げられた

ものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 区長は、給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた給付決定者に対して、給付を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第12条 給付金を受け取る権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年8月1日から適用する。